



県章

群馬県報

平成29年
7月28日(金)
第9521号

目次

ページ

規 則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課） 2
- 群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則（蚕糸園芸課） 2

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施（産業政策課） 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 4
- 道路の供用開始（同） 4
- 道路の区域変更（同） 4
- 水防法の規定による洪水浸水想定区域等（河川課） 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 5

公 告

- 所在不明通知（森林保全課） 6
- 平成30年度群馬県立農林大学校入校試験の実施（農業構造政策課） 14
- 肥料の登録（技術支援課） 16
- 平成29年度家畜商講習会の開催（畜産課） 16
- 都市計画地区計画の決定に係る縦覧（都市計画課） 17
- 開発工事の完了（建築課） 17

雑 報

- 平成28年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨（市町村課） 19

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 20
- 政治団体の異動事項 21
- 政治団体の解散届出 22
- 資金管理団体の異動事項 22
- 最高裁判所裁判官国民審査裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程の一部を改正する告示 24

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（会計課） 25

落 札

- 落札者等の決定（総務課） 28

■ 規 則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第四十六号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十六年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
別表サブアリーナの項中

放送設備一式	午前、午後又は夜間各一回につき	五一〇円
--------	-----------------	------

を

放送設備一式	午前、午後又は夜間各一回につき	五一〇円
クライミングウォール一式	午前、午後又は夜間各一回につき	四、六〇〇円

に

改める。

別記様式第五号その7中

サブアリーナ	放送設備一式	午前、午後又は夜間各一回につき	円
--------	--------	-----------------	---

を

サブアリーナ	放送設備一式	午前、午後又は夜間各一回につき	円
	クライミングウォール一式	午前、午後又は夜間各一回につき	円

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第四十七号

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則

群馬県漁業調整規則（昭和三十九年群馬県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第八号中「多野郡吉井町大字馬庭」を「高崎市吉井町馬庭」に改める。
第二十九条の二の表吾妻郡六合村入山地域の項中「吾妻郡六合村」を「吾妻郡中之条町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第229号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 沼田市及び利根郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成29年9月5日	午前10時～午後3時	片品村文化センター
平成29年9月6日	午前10時～午後3時	川場村保健センター
平成29年9月7日	午前10時～正午	昭和村社会体育館
	午後1時～午後3時	昭和村保健センター
平成29年9月8日	午前10時～午後3時	みなかみ町水上支所
平成29年9月12日	午前10時～午後3時	みなかみ町新治支所
平成29年9月13日	午前10時～午後3時	みなかみ町中央公民館
平成29年9月15日	午前10時～午後3時	沼田市白沢支所車庫
平成29年9月19日	午前10時～午後3時	沼田市利根支所車庫
平成29年9月20日	午前10時～午後3時	沼田市役所東原庁舎車庫
平成29年9月28日	午前10時～午後3時	沼田市役所北庁舎
平成29年9月29日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合沼田水稻育苗センター
平成29年10月3日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合川田集荷所
平成29年10月4日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合川田集荷所
平成29年10月5日	午前10時～午後3時	沼田市池田公民館
平成29年10月6日	午前10時～午後3時	沼田市池田公民館
平成29年10月11日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合沼田青果物集荷所
平成29年10月12日	午前10時～午後3時	沼田市役所東原庁舎車庫
平成29年10月13日	午前10時～午後3時	沼田市役所東原庁舎車庫

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	足利千代田線	太田市龍舞町2208番の3地先から 同市同2206番の1地先まで	前	17.4～20.1	70.1
			後	17.2～18.5	70.1

◎群馬県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利千代田線	太田市龍舞町2208番の3地先から同市同2206番 の1地先まで	平成29年7月28日

◎群馬県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	足利伊勢崎線	伊勢崎市日乃出町1351番の4地先	前	9.8～9.9	117.8

		から同市同1203番地先まで		9. 5	125. 6
			後	9. 8～9. 9	117. 8

◎群馬県告示第233号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、利根川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県沼田土木事務所及び群馬県太田土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定（平成20年群馬県告示第33号）は、廃止する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

◎群馬県告示第234号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

塩井ー2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	沼田市		白沢町平出	高岩	1312番3
2	同		同	同	同
3	同		同	同	1311番
4	同		同	同	1297番1
5	同		同	同	1297番2
6	同		同	同	1296番
7	同		同	同	同
8	同		同	同	1292番
9	同		同	同	1299番
10	同		同	同	同
11	同		同	同	1309番

12 同 同 同 1330番
 13 同 同 同 1327番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を長野原町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4244	阿部員三	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4248	島矢康弘	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4252	宮本夏織	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4258	梅林良行	共有林
同	梅林眞美子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4262	榎田孝司	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4273	長谷川美鈴	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4281	宮川義和	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4283	西崎清久	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4287	篠田悠子	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4293	太田綾子	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4313	田村愛枝	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4321	田川建三	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4335	野口光一	共有林
同	野口美弥	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4353	高橋隆樹	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4359	関谷捷紀	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4373	田原薫花	共有林
同	田原薫	同
同	田原薫子	同

同	平野薫代	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4386	小熊武次郎	共有林
同	小熊幸子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4396	岡村利男	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4410	松崎美保	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4422	三橋康夫	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4428	山ノ上勇	共有林
同	山ノ上君江	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4430	河野かづ子	共有林
同	石井武	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4440	大槻宣夫	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4447	江本真紀子	共有林
同	中島紀子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4449	森川昭彦	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4477	洞内伸介	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4481	藤田智子	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4485	後藤幸一	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4511	田中厚一郎	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4515	西村正彦	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4517	鬼木芳洲	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4519	大島正太郎	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4558	有限会社鎌倉山エ レガンス	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4593	石井良子	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4595	三宅俊夫	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4603	尾形忠	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4605	白垣駿一	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4638	佐藤治	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4650	石井幸三	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4656	堤良雄	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4664	山木合資会社	

長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4674、2032の4676、2032の4678	茂木紘史	共有林
同	茂木美穂子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4691	市川政憲	共有林
同	市川盾子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4693	星野利恵子	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4697	西原克哉	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4713	浅見由紀江	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4718	小倉明子	共有林
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4744、2032の4746	木村敬	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4748	永井哲夫	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4754	萩原素雄	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4758	齋藤静穂	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4762	川村匡由	共有林
同	川村敬子	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4768	岩井直彦	
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4784	須广久善	共有林
同	須广富美杷	同
長野原町大字北軽井沢字南木山大櫓2032の4814	堺きよみ	

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
長野原町大字応桑字新田1444の6	水野義雅	
長野原町大字応桑字新田1447の1	萩原テルヨ	共有林
長野原町大字応桑字新田1447の4、1447の65	福島まり	

長野原町大字応桑字新田1447の6	竹内孝治	
長野原町大字応桑字新田1447の10	板垣保雄	
長野原町大字応桑字新田1447の13	萩原国広	
長野原町大字応桑字新田1447の15	木暮壽美子	
長野原町大字応桑字新田1447の16	山下萬里子	
長野原町大字応桑字新田1447の19	行川佳延	
長野原町大字応桑字新田1447の20	野川康代	
長野原町大字応桑字新田1447の22	岸本孝二	
長野原町大字応桑字新田1447の23	菊水健人	
長野原町大字応桑字新田1447の24	鈴木龍男	
長野原町大字応桑字新田1447の31	王小鋼	
長野原町大字応桑字新田1447の35	来栖川誠	
長野原町大字応桑字新田1447の36	久保田栄治	
長野原町大字応桑字新田1447の37、1447の69	株式会社藤計画	
長野原町大字応桑字新田1447の40	田代和子	
長野原町大字応桑字新田1447の42	能登育子	
長野原町大字応桑字新田1447の45	田中徳生	
長野原町大字応桑字新田1447の46	井上猛	
長野原町大字応桑字新田1447の48	谷田伸広	
長野原町大字応桑字新田1447の49	山口幸恵	共有林
同	山口恵	同
長野原町大字応桑字新田1447の51、1447の52、1447の79、1447の89	高木久幸	
長野原町大字応桑字新田1447の55	植田義夫	
長野原町大字応桑字新田1447の56	松浦喜美世	
長野原町大字応桑字新田1447の57	小林泰博	
長野原町大字応桑字新田1447の58	吉岡正史	共有林
同	吉岡勝代	同
長野原町大字応桑字新田1447の61	天野令子	
長野原町大字応桑字新田1447の62	松井眞佐子	
長野原町大字応桑字新田1447の63	須崎生江	

長野原町大字応桑字新田1447の70	日暮茂	
長野原町大字応桑字新田1447の72	金山美千代	
長野原町大字応桑字新田1447の74	當眞勲	
長野原町大字応桑字新田1447の80	松永浩	
長野原町大字応桑字新田1447の82	鈴木保之	
長野原町大字応桑字新田1447の85	前田正	
長野原町大字応桑字新田1451の1、1451の6から1451の10まで、1452の1	黒岩源二郎	共有林
長野原町大字応桑字新田1452の1	黒岩源	共有林
長野原町大字応桑字新田1452の4	戸塚敦子	共有林
同	小林義房	同
長野原町大字応桑字御所平1986の211、1986の218	倉田清治	共有林
同	小柴遼七	同
同	山下定吉	同
同	山下吉男	同
同	山下忍	同
長野原町大字応桑字御所平1986の247、1986の306	倉田公生	
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の46、1353の900、1353の2819、字栗平2032の22、2032の745、大字応桑字新田1445の1、1445の4	坂詰由枝	字大屋原1353の46、1353の900、1353の2819、字栗平2032の22、2032の745、字新田1445の4は共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の83、1353の899	トーヨー建設株式会社	
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の96、1353の859	山岡宏子	共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の505、1353の662、1353の825	高橋民衛	共有林
同	増田祝三郎	同
同	西山仁作	同
同	三俣鶴夫	同
同	小島孝敬	同

同	細井恒夫	同
同	戸塚虎之助	同
同	萩原正顯	同
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の852	福岡まゆみ	
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1197	眞下友治郎	
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1204	眞下學太郎	共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1209	下田源三郎	共有林
同	下田興重	同
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1691、1353の1746、1353の1747	桐淵二太郎	字大屋原1353の1747は共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1726	中村松丸	共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1735	下境光重	
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1744	井上弘光	共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1747	女屋馨	共有林
長野原町大字応桑字小代1588の1	内嶋春吉	
長野原町大字応桑字大押原1609の14、1609の15	インターエナジー株式会社	
長野原町大字応桑字大押原1609の17	鬼澤特殊工業株式会社	共有林
同	辻美三雄	同
同	寺田勝行	同
長野原町大字応桑字大押原1609の18	ジェイ・アール株式会社	
長野原町大字応桑字大押原1609の20	濱岡弘次	
長野原町大字応桑字道祖神1624の1	小林一夫	
長野原町大字北軽井沢字栗平2032の22	佐藤成子	共有林
同	株式会社開進	同
同	浅井義征	同
同	萩原征一	同
同	島田時子	同
同	萩原康幸	同
同	萩原恵一	同

同	鈴木啓成	同
同	佐藤明	同
長野原町大字北軽井沢字栗平2032の22、2032の745	矢島善七	共有林
同	原虎治郎	同
同	浅井政三郎	同
同	萩原吾一	同
同	佐藤寅男	同
長野原町大字北軽井沢字栗平2032の22、2032の745、字 ホーロク平2032の741、2032の743、2032の744	加部幸平	共有林
同	浅井弥作	同
同	入澤熊吉	同
同	土屋利一郎	同
同	中嶋藤平	同
同	東間銀作	同
同	黒岩芳夫	同
同	宮川清一郎	同
同	浅井順三	同
同	山崎佐四郎	同
同	黒岩竹次郎	同
同	入沢精一郎	同
同	萩原和一郎	同
同	土屋房太郎	同
同	枳原治兵衛	同
同	川口時三郎	同
同	黒岩伊三郎	同
同	美才治多作	同
同	與志本合資会社	同
同	草軽電気鉄道株式 会社	同
同	小堀茂一郎	同
同	増田顕邦	同

同	佐藤武雄	同
同	山崎きく代	同
同	一場豊次郎	同
同	萩原登喜一	同
同	竹渕徳次	同
同	山崎りと	同
同	萩原洋一	同
長野原町大字北軽井沢字栗平2032の22、字ホーロク平2032の741、2032の743、2032の744	浅井まさる	共有林
長野原町大字北軽井沢字栗平2032の745、字ホーロク平2032の741、2032の743、2032の744	浅井政雄	共有林
同	萩原千秋	同
同	萩原桑男	同
同	萩原要	同
同	川口新一郎	同
同	浅井国三郎	同
同	佐藤冲平	同
同	丸山喜一	同
同	萩原好夫	同
同	佐藤地球次	同
同	浅井一	同
長野原町大字北軽井沢字ホーロク平2032の741、2032の743、2032の744	萩原信次郎	共有林
同	佐藤勝利	同
同	浅井みゑ子	同
同	浅井久子	同
同	高橋袈裟松	同
同	浅井ふみ	同
同	千川五八郎	同
同	浅井平作	同
同	加部哲二	同
長野原町大字北軽井沢字横根塚2032の12	山口竹雄	共有林

長野原町大字北軽井沢字横根塚2032の12、2032の665から2032の671まで	小林昌治	共有林
同	安齋辰次郎	同

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年11月6日群馬県告示第346号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年群馬県規則第14号）第9条第5項の規定により、平成30年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 農林部学生募集（農業経営学科社会人コースを除く。）

(1) 募集人員 95人（農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース15人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人）。なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80％程度、一般入校試験によるものを20％程度とする。

(2) 修業年限 2年（1年生は全寮制、2年生は原則として通学制）

(3) 入校資格

ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を平成30年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦するものとし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦するものとする。

イ 一般入校試験（前期・後期）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する入学資格（以下「大学入学資格」という。）を有する者又は平成30年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

(4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験（前期・後期）

(ア) 学科試験 英語、数学Ⅰ、生物基礎及び国語のうちから1科目を選択（英語は、「コミュニケーション英語Ⅰ」を出題範囲とする。国語は、「国語総合」の内容から、古典（古文・漢文）を除く。）

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

(1) 募集人員 5人（野菜専攻3人、花き・果樹専攻2人）

(2) 修業年限 1年（通学制）

(3) 入校資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

(4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校（〒371-3105 高崎市箕郷町西明屋1005）へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験（農業経営学科社会人コースを除く。） 平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験（前期） 平成29年11月16日（木）から同月29日（水）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 一般入校試験（後期） 平成30年1月4日（木）から同月26日（金）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。なお、一般入校試験（前期）で募集人員に達したコースについては、一般入校試験（後期）を実施しない。各コースの一般入校試験（後期）の実施の有無については、平成29年12月21日（木）以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 平成29年10月29日（日）

イ 一般入校試験（前期） 平成29年12月 9日（土）

ウ 一般入校試験（後期） 平成30年 2月 2日（金）

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 平成29年11月15日（水）

イ 一般入校試験（前期） 平成29年12月21日（木）

ウ 一般入校試験（後期） 平成30年 2月19日（月）

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ（<http://www.gunma-iaf.ac.jp/>）にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円（群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。）

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係（高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244）、各農業事務所（普及指導課、地区農業指導センター及び家畜保健衛生課）並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10009号	混合有機質肥料	Kユーキ	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	肥料取締法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多 駅東一丁目14番3号	平成32年 6月29日
群馬県登録第10010号	豆腐かす乾燥肥料	植物ユーキ5号	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0	該当なし	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多 駅東一丁目14番3号	平成35年 6月29日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、次のとおり平成29年度家畜商講習会を開催する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 開催日時 平成29年10月10日（火）及び同月11日（水） 午前9時から午後5時まで

2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室

3 講習課目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

- 4 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料（群馬県証紙3, 200円分）及び写真（上半身無帽の4cm×3.6cm）を貼付して平成29年8月1日（火）から同年9月1日（金）（郵送の場合は、同日の消印のあるものまで有効とする。）までに住所地を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。

ただし、県外居住者が受講を希望する場合は、願書の提出先は群馬県農政部畜産課とする。

また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。

- 5 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。

なお、詳細については、群馬県農政部畜産課企画経営係（電話027-226-3103）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、富岡都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画地区計画 富岡製糸場周辺地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成29年7月3日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び富岡市経済建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字寄木戸字東原918-4、918-6、918-7、918-8、918-9、919-10	みどり市笠懸町阿左美1891番地 和田光司 太田市藪塚町1659番地6 磯山隆男
2	邑楽郡明和町大佐貫254-7、254-2の一部、254-2地先水路の一部	邑楽郡明和町新里6番地1 オライセレーノⅡ 102 川田守、川田里緒奈
3	邑楽郡邑楽町大字狸塚字高原301-4、301-7	前橋市小屋原町1033番地1 栗原雅樹
4	佐波郡玉村町大字南玉字中原683-1、683-6	前橋市西善町806番地3 サンリットⅠ20 4号 鹿目泰邦、鹿目友香
5	邑楽郡板倉町大字飯野字岡2358-1、2358	邑楽郡板倉町大字飯野2358番地

	－23	栗原良次
6	渋川市川島字南大輪原2286-1、2286-3、2287、字大洞2389-2、2389-3、2390-1、2390-2、2390-3、2390-4、2390-5、2391-1、2391-2、2391-5、2391-6、2392-1、2392-2、2393-1、2393-2、2393-3、2394-2、2394-3、2394-4、2394-5、2394-7、2394-8、2395、2396-1、2396-2、2396-3、2396-4、2396-5、2397、2398-1、2398-2、2399-1、2399-2、2399-3、2399-4、2401-2、2401-3、2402-1、2402-2、2403-1、2403-4、2403-8、2403-9、2403-10、2403-11、2403-12、2403-13、2404-1、2404-2、2404-3、2404-4、2405、2406、2407、2407-2、2408、2409-1、2409-2、2410-1、2410-5、2410-6、2410-7、2411-1、2411-3、2411-4、2412-1、2412-2、2412-5、2412-6、2412-7、2412-8、2413-1、2413-2、2416-1、2416-3、2418-3、2418-5、2424-3、2424-6、字西大洞2470-2、2470-36、2470-38、2470-41、2470-42、2470-43、2485-1、2485-2、2485-6、2485-7、2485-8、2485-9、2485-10、2485-11、2485-12、2485-13、2485-14、字上外輪戸2490-5、2491、2492、2493-1、2493-2、2494-1、2494-3、2494-5、2495-3、2496-1、2499-3、2500-1、2500-2、2500-5、2501-4、2501-6、2502-1、2502-2、2502-3、2507-4 (第5工区) 渋川市川島字大洞2401-2、2401-3、2402-1、2402-2、2403-1、2403-4、2403-11、2403-13、2403-14、2404-2、2404-3、2404-4、2405、2406、2407、2407-2、2408、2409-2、2412-2、2412-5、2412-6、2413-1、2413-2、2416-1、2416-3、2418-3、2418-5、字西大洞2470-36、2470-38、2485-6、字上外輪戸2490-5、2491、2492、2493-1、2493-2、2494-1、2494-3、2494-5、2495-3、2496-1、2499-3	東京都新宿区信濃町32番地 創価学会 代表役員 長谷川重夫

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月28日

群馬県市町村職員共済組合 理事長 清水 聖 義

損益計算書の要旨

（単位：千円）

	経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収 入	負 担 金	6,388,925	16,734,775	916,424	201,357		222,237	239,275			
	掛 金	6,466,876	10,670,077	916,414				233,455			
	組合員貸付金利息									103,409	
	利 息 及 び 配 当 金	756				39,993	223	211	1,608,954		22,051
	そ の 他 収 入	675,496					107,727	22,005	23,960	822	3,338
	他経理からの繰入金						25,916				
	前年度繰越支払準備金	832,432									
	計	14,364,485	27,404,852	1,832,838	201,357	39,993	356,103	494,946	1,632,914	104,231	25,389
支 出	給 付 金	5,500,624									
	役 職 員 給 与						143,576	18,683	24,692	20,166	
	厚 生 費						205	401,433	27	20	
	特定健康診査等費							9,989			
	旅 費 ・ 事 務 費						18,774	3,407	4,780	1,934	1,024
	委 託 費						12,320	3,700	824	3,153	1,121
	支 払 利 息					39,993			1,483,210	39,989	18,522
	老人保健拠出金	54									
	退職者給付拠出金	138,790									
	前期高齢者納付金	2,732,967									
	後期高齢者支援金	2,291,601									
	病床転換支援金										
	連 合 会 払 込 金	162,501								4,804	
	連 合 会 拠 出 金	587,310									

負担金払込金		16,734,775	916,424	201,357						
掛金払込金		10,670,077	916,414							
他経理へ繰入金	25,916									
その他支出	1,010,018					161,829	19,108	9,911	10,825	2,737
次年度繰越支払準備金	833,530									
計	13,283,311	27,404,852	1,832,838	201,357	39,993	336,704	456,320	1,523,444	80,891	23,404
差引当期利益金 又は当期損失金（△）	1,081,174	0	0	0	0	19,399	38,626	109,470	23,340	1,985

貸借対照表の要旨

（単位：千円）

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
資産	流動資産	3,521,208	286			87,771	680,635	609,785	8,833,591	47,540	1,216,544
	固定資産					1,402,000			101,349,564	3,636,498	
	繰延資産										
資産合計		3,521,208	286	0	0	1,489,771	680,635	609,785	110,183,155	3,684,038	1,216,544
負債	流動負債	11,774	286				1,667	12,105	98,295,235	395	475
	固定負債	833,530				1,489,771	165,905	13,604	37,486	1,485,726	1,130,000
	負債合計	845,304	286	0	0	1,489,771	167,572	25,709	98,332,721	1,486,121	1,130,475
純資産	資本剰余金										
	利益剰余金	2,675,904					513,063	584,076	11,850,434	2,197,917	86,069
	純資産合計	2,675,904	0	0	0	0	513,063	584,076	11,850,434	2,197,917	86,069
負債・純資産合計		3,521,208	286	0	0	1,489,771	680,635	609,785	110,183,155	3,684,038	1,216,544

（注）短期経理の掛金には、任意継続掛金を含む。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成29年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県館林市第五支部	泉澤信哉	岡村一男	館林市若宮町2451-3
	○		平成29年6月2日

◎群馬県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成29年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県遺族の会支部	会計責任者の氏名	原沢良男	齊藤正和	平成29年6月1日
自由民主党群馬県歯科医師連盟支部	代表者の氏名	村山利之	飯野均	平成29年6月29日
	会計責任者の氏名	中野善夫	平形寿善	平成29年6月29日
自由民主党群馬県トラック支部	会計責任者の氏名	高橋千明	石井雅博	平成29年6月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
あくつ貞司後援会	主たる事務所の所在地	渋川市渋川1194-1	渋川市北牧103	平成29年6月15日
石井みどり群馬県後援会	代表者の氏名	村山利之	飯野均	平成29年6月29日
	会計責任者の氏名	中野善夫	平形寿善	平成29年6月29日
群馬県歯科医師連盟	代表者の氏名	村山利之	飯野均	平成29年6月29日

	会計責任者の氏名	中野善夫	平形寿善	平成29年6月29日
群馬県中小企業政策懇話会	会計責任者の氏名	小林雄二郎	中山正司	平成29年6月1日
群馬県トラック政治連盟	会計責任者の氏名	高橋千明	石井雅博	平成29年6月7日
政治団体政信会	主たる事務所の所在地	前橋市広瀬町3-2-6	前橋市広瀬町3-12-4	平成29年6月9日
税理士による山本一太後援会	会計責任者の氏名	原澤春代	今井輝一	平成29年6月1日
日本遺族政治連盟群馬県本部	会計責任者の氏名	原沢良男	齊藤正和	平成29年6月1日
日本行政書士政治連盟群馬県支部	会計責任者の氏名	池田正晃	秋山賢治	平成29年6月13日
群馬県歯科衛生士連盟	代表者の氏名	平塚貴恵	本山加代	平成29年6月1日
	会計責任者の氏名	森木治世子	山口文江	平成29年6月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成29年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県館林市第一支部	岡村一男	平成29年5月21日

◎群馬県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成29年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
多田善洋	多田善洋後援会	公職の種類	群馬県議会議員	館林市議会議員	平成29年 5月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第四十六号

最高裁判所裁判官国民審査裁判官の氏名等の揭示及び審査公報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

最高裁判所裁判官国民審査裁判官の氏名等の揭示及び審査公報発行規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査裁判官の氏名等の揭示及び審査公報発行規程（昭和二十七年群馬県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

最高裁判所裁判官国民審査に関する規程
第六条中「前三条に規定した外必要な事項」を「前二条に定めるもののほか必要な事項について」に、「（昭和三十年一月群馬県選挙管理委員会告示第三号）第十章（選挙公報）」を「（昭和三十三年群馬県選挙管理委員会告示第六号）第十一章」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「法施行令第三十一条」を「最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第二十八条」に、「配付しなければ」を「配布しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第四条を削る。

第三条中「第五十三条」の下に「の規定」を加え、「公報と」を「公報」とに、「別記第二号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第五条とする。

第二条に見出しとして「（揭示の補修）」を付し、同条中「揭示が汚損」を「前三条に規定する揭示が汚損し、」に改め、同条を第四条とする。

第一条中「最高裁判所裁判官国民審査法（以下法という。）」を「法」に改め、「第五十二条」の下に「の規定」を加え、「（以下揭示という。）」は別記第一号様式によらなければならない」を「は、第三号様式に準ずるものとする」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の見出し及び二条を加える。

（裁判官が退官等した場合における揭示）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十四条の二第三項の規定による審査を行わないこととなつた者がある旨の揭示は、第一号様式によらなければならない。

第二条 法第十四条の二第四項において準用する同条第三項の規定による氏名に変更が生じた者がある旨の揭示は、第二号様式によらなければならない。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第五条関係）」に改め、同様式を第四号様式とする。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第三条関係）」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 審査に付される裁判官の中に氏名及び最高裁判所裁判官に任命された年月日が同一である者が二人以上ある場合には、当該氏名及び任命された年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項を記載

する。

第一号様式を第三号様式とし、附則の次に次の二様式を加える。
第一号様式（第一条関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において投票用紙に審査に付される裁判官としての氏名が印刷された者のうち、次の者は、審査に付されないこととなつたため、その者の氏名の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

何市町村選挙管理委員会

氏 名		備考

備考 揭示は、審査人が見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の揭示と間違ふことのないように行うものとする。

第二号様式（第二条関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官のうち、次の者は、その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名が印刷されています。

年 月 日

何市町村選挙管理委員会

変更後の氏名	変更前の氏名	氏名に変更が生じた年月日

備考 揭示は、審査人が見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の揭示と間違ふことのないように行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

(1) 購入物品、数量及び納入場所

番号	購入物品	数量	納入場所
①	除雪ドーザ（14t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ）	1台	沼田土木事務所水上事業所 利根郡みなかみ町小日向416
②	除雪トラック（4×4、路面整正装置付）	1台	中之条土木事務所長野原事業所 吾妻郡長野原町長野原1003
③	凍結防止剤散布車（3t級、湿式、4×4）	1台	沼田土木事務所水上事業所 利根郡みなかみ町小日向416

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 納入期限

番号	購入物品	納入期限
①	除雪ドーザ（14t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ）	平成30年2月28日
②	除雪トラック（4×4、路面整正装置付）	平成30年2月28日
③	凍結防止剤散布車（3t級、湿式、4×4）	平成30年2月28日

(4) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者は、規則第190条の2の規定により、平成29年8月17日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月30日（水）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開

始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 山田知希 電話027-226-3819（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成29年7月28日（金）から同年8月30日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	除雪ドーザ（14t級、車輪式、サイドスライドアングリングブラウ）	平成29年9月8日午前10時00分
②	除雪トラック（4×4、路面整正装置付）	平成29年9月8日午前10時20分
③	凍結防止剤散布車（3t級、湿式、4×4）	平成29年9月8日午前10時40分

- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁20階201会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、平成29年9月7日（木）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇（購入物品名）一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に係る課税（免税）事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明する書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明する書類を平成29年8月30日（水）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合に

は、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを平成29年8月30日（水）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Snow Removal Dozer(14-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow)	1	10:00 a.m. September 8, 2017
②	Snow Removal Truck(four-wheel drive, with Road Adjustment Device)	1	10:20 a.m. September 8, 2017
③	Anti-freeze Agents Spraying Vehicle(3-ton-class, wet, four-wheel drive)	1	10:40 a.m. September 8, 2017

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
①	Snow Removal Dozer(14-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow)	February 28, 2018
②	Snow Removal Truck(four-wheel drive, with Road Adjustment Device)	February 28, 2018
③	Anti-freeze Agents Spraying Vehicle(3-ton-class, wet, four-wheel drive)	February 28, 2018

(4) Contact point for the notice: Tomoki Yamada, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年7月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県公立大学法人（仮称）財務会計システム及び人事給与システム構築等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部総務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年7月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 パステムソリューションズ株式会社 鹿児島県鹿児島市錦江町9番25号
- 5 随意契約に係る契約金額 21,481,092円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111